

# 建設工事におけるフレックス工期制の試行導入について

## 制度の導入目的

白老町では、建設工事における資材調達、労働者の確保を計画的に行う等円滑な工事施工体制の確保を図るため、フレックス工期制を試行導入します。

## 現行制度

通常の積算により算出した「通常工期」を用いています。

## 新制度

- ・町は対象工事について、通常の積算により算出した通常工期を設定します。
- その後、通常期間の3割以内かつ4ヵ月以内で余裕期間を設定し全体工期とします。
- ・受注者は、落札決定後速やかに工期申出書(様式1)を提出し、契約締結します。

通常の工事

通常工期

フレックス対象工事

契約締結から工期が始まるまでの間を「余裕期間」という

通常工期

全体工期

受注者は全体工期の中から実際に着手する工期(実工期)を決定する

## フレックス工期のメリット

- 工期調整による施工時期の平準化が期待されます。
- 労働者や資材の円滑な確保ができます。
- 余裕期間の間は主任・監理技術者、現場代理人の配置が不要なため、効率的な現場管理ができます。

## 対象工事

対象工事には、指名通知書や公告文書に対象工事である旨を記載します。

契約時には実工期が記載されるため、速やかに工期申出書の提出をお願いいたします。

※令和 8 年度においては試行のため、対象工事から一部をピックアップとし対象とします。

## 契約保証

契約保証を要する工事の場合、保証期間は「契約締結日から工期末まで」となります。

## 前金払い

前金払いの請求は、実工期内で行うものとします。

## 余裕期間中の取扱い

- ・当該工事現場の管理は、町が行います。
- ・資材搬入や仮設物の設置等の準備工を含め、工事着手することはできません。  
ただし、工事着手以外の準備行為(資材発注等)は、受注者の責任において行うことができます。
- ・余裕期間中は主任技術者、監理技術者及び現場代理人の配置は不要です。

## アンケートご協力をお願いについて

本制度は試行のため、導入に向けアンケートを実施いたします。

対象工事完了後、お手数ですが下記よりアンケートにご回答いただきますようお願いいたします。

URL: <https://logoform.jp/f/PKd2H>

